



地区ごとに指定した日程・会場に
できるだけお越しください。
また混み合う場合がありますので
ご理解とご協力をお願いします。

が始まります! 税金の申告

申告相談日程表

	津山地域		加茂地域		阿波地域		勝北地域		久米地域	
	市役所2階大会議室	公民館など	加茂支所会議室	阿波支所会議室	保健福祉センター	久米支所会議室ほか				
受付時間：午前9時～午後4時										
	対象地区	対象地区	会場	対象地区	対象地区	対象地区	対象地区	対象地区	会場	
2月16日(金)	城東、城南								戸脇、桑下、八社	倭文ふれあい学習館
17日(土)										
18日(日)										
19日(月)	中央、鶴城	神庭、滝尾	清泉公民館			市場、奥津川		桑上、福田下、油木下		倭文ふれあい学習館
20日(火)	城北、城西(小田中を除く)	田邑	田邑公民館			大吉、大岩		油木上、油木北		
21日(水)	川崎、野介代	成名	成名公民館			西中、西下		里公文、里公文上		久米支所会議室
22日(木)	林田	高倉	高倉公民館			新野東、西上		宮部上、宮部下		
23日(金)	山北	院庄	院庄公民館			新野山形		中北上、中北下		
24日(土)										
25日(日)	市内全域									
26日(月)	小原	佐良山	佐良山農業研修施設			上村、中村		南方中		久米支所会議室
27日(火)	二宮、福岡、福南	河辺	河辺農業研修施設			安井、原		久米川南		
28日(水)	小田中	広野	広野公民館			日本原、杉宮		坪井下		
3月1日(木)	上河原、北園町、総社	一宮	一宮公民館			坂上、上野田、下野田		坪井上、一色		
2日(金)	志戸部、勝部、粉保	高野	高野公民館			勝北地域全域		神代、領家		
3日(土)										
4日(日)	市内全域									
5日(月)	紫保井、大田、沼、弥生町	大崎	大崎公民館	物見、河井、山下、知和				宮尾		久米支所会議室
6日(火)		高田	高田公民館	青柳、塔中、小中原				久米地域全域		
7日(水)	市内全域			斎野谷、戸賀、黒木、倉見、宇野、原口						
8日(木)				行重、楢井、百々、中原	下沢、西谷					
9日(金)				成安、公郷	大畑					
10日(土)										
11日(日)										
12日(月)				下津川、桑原、小淵	中土居、大高下					
13日(火)				加茂地域全域	尾所、大杉、竹之下					
14日(水)	市内全域			※加茂地域の地名は「加茂町」を省略						
15日(木)										

申告期間 / 2月16日(金)～3月15日(木)

昨年(平成18年1月1日～12月31日)の収入を対象とした所得税の確定申告と市県民税の申告受付が始まります。所得が給与または公的年金・退職年金だけの場合、申告は不要ですが、各種控除を受けようとする人は申告してください。

市県民税の申告

昨年の所得に対して、平成19年度の市県民税を計算するためのものです。

- ◎営業、農業などの事業を営んでいる人、または地代・家賃・配当・不動産の売却などの所得がある人で所得税がかからない人
- ◎給与所得者(サラリーマン)で給与支払報告書(源泉徴収票)が市役所へ提出されない人
- ◎雑損控除、医療費控除などの控除を受けようとする人

所得税の申告

昨年の所得に対する所得税を精算する大切な手続きです。

- ◎所得金額の合計額が所得控除合計額を超える人で、
・商業・工業・医療・農業などを営んでいる人
・地代・家賃・配当・不動産売却など所得のある人
- ◎給与所得者(サラリーマン)で、
・給与所得が2,000万円を超える人
・年末調整済の給与以外の所得が20万円を超える人
・2か所以上から給与をもらっている人

申告の必要がある人

市では各地域で申告相談を行います。申告日・会場は住所によって異なりますので、日程表をご確認ください。

申告場所

津山税務署(田町) ☎22-3147
※期間中の土・日曜日は休みです

年金収入のみの人が対象

出張申告相談
とき 1月29日(月)～31日(水)
ところ 地域交流センター(アルネ・津山4階)

課税課 ☎32-2015

問い合わせ先

申告に必要なもの

- ◎印鑑 ◎源泉徴収票(給与所得者・公的年金受給者のみ) ◎申告書用紙(送付された人のみ)
- ◎各種所得控除を受ける人はその関係書類
- ・医療費控除…支払った医療費の領収(明細)書、保険などで補てんされた金額の明細書
- ・社会保険料、生命保険料、損害保険料などの控除…支払った保険料の証明書や領収書
- ・住宅借入金等特別控除…登記簿謄本、住民票の写し、売買契約書、住宅取得資金借入金の年末残高証明書

所得税の還付申告をする人	給与所得や年金所得の人が次のような場合、源泉徴収された所得税が還付されることがあります ・住宅取得借入金等特別控除を受けている ・医療費控除を受けている ・年途中で退職し、再就職していないため年末調整ができなかった ☆還付申告は1月から津山税務署で申告できます
農業所得の申告をする人	収支計算による申告となっています。収入(販売金額・自家消費分)や経費を項目別(種苗代・肥料代・農薬代・諸材料費など)に計算してきてください。
医療費控除の申告をする人	平成18年中に支払った医療費の領収書・保険金や高額療養費などの給付額が必要となりますので計算してきてください。

問い合わせ先 課税課 ☎32-2015